

広陵中学校 部活動基本方針

(令和6年度4月 変更)

1 目的

- ・ スポーツ、文化活動を通して人間形成を行う。
- ・ 楽しく余暇を活用する能力や気持ちを育て、卒業後も継続できる活動を見つける。
- ・ 年間を通して活動する中で、活動の技能を高め、集団・仲間づくりを行う。
- ・ 各種大会や発表会に参加し、練習の成果を発揮する。

2 位置付け

- ・ 部活動は広陵中学校の教育活動の一環として行う。
- ・ 部活動は校長の責任のもと、担当教員（以下、部顧問）が安全に留意して活動する。

3 活動内容

- ・ 運動部（野球部、サッカー部、男子ソフトテニス部、女子ソフトテニス部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、女子バレー部）、吹奏楽部、文化部を設置する。

4 活動日

- ・ 広陵中学校部活動計画表に基づいて行う。
- ・ 地域クラブ活動に関しては、原則として平日と休日において、週11時間以内であれば活動を行うことができる。ただし、大会等やむを得ない理由がある場合は両日とも地域クラブ活動を通して活動を行うことができる。その時には、翌週の地域クラブ活動を両日とも休養日にするなど、生徒の肉体的、精神的負担とならないように適切な処置をとる。
- ・ 始業前の部活動（自主練習も含む）は原則として行わない。ただし、学校長が必要と判断した場合は、保護者の同意を得て実施することがある。
- ・ 放課後の活動時間は、最終下校の15分前までとし、下校時間は必ず守るものとする。
- ・ 活動時間の規則を守れない部活動は、活動を停止することがある。
- ・ 平日の部活動の終了時刻は、生徒の下校時の安全の確保のため、日没時間を考慮して学校が設定する。1日の活動時間は、長くとも2時間程度とする。
- ・ 月別の活動時間は以下の表の通りとする。（時間は下校時刻）

	月	火・木	水・金
4～10, 3月	15:15	17:00	17:00
11～2月	15:15	16:00	16:15

- ・ 活動時間は学校で設定をするが、県大会等の上位の大会への出場が決定しており、練習時間が過度に少ない（10月～3月）と判断される場合、学校長の判断と保護者の同意を得て、延長部活を行うことができる。
- ・ 延長部活は大会やコンクール等の前に1週間行うことができる。但し、1週間のうち必ず休養日を1日設ける。
- ・ 活動は必ず顧問または、地域クラブ指導者が監督し、下校まで見届ける。
- ・ 外での活動で、照明器具は使用しない。

5 入部について

- ・選択加入制のため、クラブチームに所属していない生徒に関しても無所属は可とする。
- ・入部の決定については、仮入部期間後部活動入部届を提出する。ただし、生徒の実態に合わない場合は、安全確保のため入部を断ることがある。

6 休部、廃部

- ・原則として4月の入部調査の段階で、1年生と2年生でチームが成立しない場合、1年生・2年生は次年度大会等に参加したときに実力が発揮できるよう、顧問と部長を中心に、体力面や技術面、精神面での成長ができるような練習を行っておく。
→上記の状態を『休部』とする。
- ・上記した『休部』の状態が2年間継続した場合、『廃部』とする。
- ・休部状態の部活動ができた場合、新入生には休部状態であることや2年後に廃部になることを伝える。ただし、合同チームの場合は、その限りではない。

7 活動に関わって

- ・本人に入部の意志があり、主体的に活動できる。
- ・活動種目のルールを理解し、練習・試合・発表会に積極的に参加できる。
- ・自分勝手な行動ではなく、仲間と協力して活動ができる。
- ・部の伝統を重んじ、さらに高めていく活動ができる。
- ・部活動中は学校指定のジャージ、または部で定めた服装とする。
- ・部活動中の飲み物は、水、お茶、スポーツドリンクとし、ジュース等は禁止とする。(水筒に入れて持参する。また、水筒には、必ず記名する。)
- ・部活動規約違反となる行為があった場合には、その部の活動を停止する場合がある。

8 退部、転部

- ・部活動を続けていく上で、問題のある場合は、本人、担任、顧問、保護者と相談し、退部、転部することができる。その場合、退部届、転部届を提出す

9 担任、保護者との連携

- ・部活動中の怪我や生活指導上の問題がある場合は、担任や養護教諭、生徒指導主事等とこまめに連携をとる。
- ・年度当初に部活動の保護者会を行い、保護者の理解、協力を得ながら運営していく。

10 広陵〇〇クラブの活動について

- ・保護者や社会人コーチ等（以下、保護者コーチ）によるクラブ活動を行ってよいものとする。
- ・クラブを立ち上げる場合、広陵中学校の部活動にある種目をもとにする。
- ・クラブと学校で所属する部活動の種目は同一とする。但し、全部員にクラブへの加入を強制してはならない。生徒やその保護者が自己責任において加入するものとする。
- ・クラブ活動が生徒の身体的、精神的負担となることがないように、顧問と保護者コーチは連絡をとり、練習日を設定する。
- ・クラブの活動時間は、可児市教育委員会から出された「中学校に於ける部活動の運営について（通知）」（平成30年10月15日）に準じて行う。

- ・活動するにあたり、スポーツ安全保険に加入し、活動を行う。
- ・クラブの責任者は、クラブ会員、指導者、責任者の名簿を校長に提出する。
- ・クラブの指導者は、中学校部活動の目的を理解している者、または校長が委嘱している外部指導者とする。
- ・クラブの指導者は、部活動顧問をクラブの指導者として勧誘してはならない。
- ・クラブの運営は、会員の保護者または指導者が行う。
- ・生徒の身体的、肉体的健康に配慮し、無理のない範囲で活動を行う。活動計画を事前に校長に提出し、活動場所や道具の使用について許可をとる。
- ・次の場合は活動を自粛する。
 - i) 学校の定期テスト前（学校の部活動停止期間）
 - ii) 指導者、保護者ともに活動場所に不在
 - iii) 気象警報の発令があったとき、または発令が予測される場合
 - iv) 学校内で法定伝染病等が流行し、感染の恐れがある場合
 - v) その他安全確保が困難な状況等、特別な事情がある場合
- ・大会参加（中体連を除く、連盟や協会が主催するもの）や対外試合を行ってもよい。但し、大会主催者や相手チームに中学校としての参加ではないことを確実に理解してもらう。

1 1 その他

- ・部活動の選択にあたっては、生徒本人の意志を尊重する。
- ・部活動中の怪我については、学校で加入している日本スポーツ振興センターの保険の対象となる。
- ・所属できる部活動は1つまでとする。（駅伝部においては、8月に臨時に立ち上げる予定なので重複して入部してもよい。）